

**近畿四国ソーシャルインパクトファンド
投資先事業者 公募要領**

公表日：2025年9月19日
(2025年12月16日 改訂)

プラスソーシャルインベストメント株式会社

目次

1. 趣旨	1
2. 投資方針等	1
3. 申請資格要件	2
4. スケジュール	3
5. 申請の手続き	3
6. 選定について	3
7. 事業実施について	4
8. 選定の取消し等	5
9. 出資金の返還	5
10. 問い合わせ先	6

1. 趣旨

本ファンドは、休眠預金等を一部原資として活用し、近畿・四国地域における地域課題の解決と持続可能な地域社会の構築を目的とする社会的インパクト投資ファンドです。資金分配団体として採択されたプラスソーシャルインベストメント株式会社が運営し、単なる短期的な支援にとどまらず、制度・慣習・価値観・行動の変革に至る「システムチェンジ」を志向し、中長期にわたり構造的課題に持続可能な社会的成果をもたらす取り組みを支援します。

この仕組みは、従来の助成スキームとは異なり、ビジネスの手法を活用することで、民間資金を呼び水として活用し、事業者の自立と資金調達環境の整備を同時に促進する出資型支援を可能にしています。投資先には、社会的成果と収益性の両立を実現する取り組みが期待され、投入された資金が将来にわたり循環的に活用される仕組みづくりにもつながります。

より具体的には、地域に根ざした社会的課題解決に挑む事業者を対象に、公募および選定を行い、持続可能かつインパクトある事業の創出と、その社会実装を推進していきます。

※休眠預金等活用法などの詳細については、内閣府のホームページ
(https://www8.cao.go.jp/kyumin_yokin/seido/seido.html)をご覧ください。

2. 投資方針等

(1) 投資対象事業

本ファンドが掲げる 5 つの投資事業領域

- ①地方自治体などが担えないサービス
- ②農水産業などの一次産業
- ③観光業(飲食業・宿泊業)
- ④教育や介護などのケア産業
- ⑤交通・エネルギーなどの地域インフラ事業

① 地方自治体などが担えないサービス

行政の手が届きにくい分野や、既存制度では十分に対応できない社会的ニーズに応える事業。住民生活の質向上させ、地域社会の持続性を高める役割を担います。

② 農水産業などの一次産業

地域の基幹産業である農業・漁業などの一次産業を対象とし、担い手不足や高齢化、生産性の低下といった課題に対して、新技術導入や流通改善、6 次産業化などの革新的な取り組みを推進します。

③ 観光業(飲食業・宿泊業)

地域の自然・文化・歴史を生かした観光資源の活用を通じて、交流人口や関係人口を増加させ、地域経済の循環を促進する事業。飲食業や宿泊業の持続的発展とともに、地域のブランド価値を高めます。

④ 教育や介護などのケア産業

子どもから高齢者まで幅広い層を対象に、教育・保育・介護・福祉といった生活基盤を支える事業。人口減少や人材不足といった構造的課題に対して、サービスの質向上と人材育成を両立させる取り組みを重視します。

⑤ 交通・エネルギーなどの地域インフラ事業

地域住民の生活や経済活動を支える基盤である交通やエネルギー分野において、EV や再生可能エネルギー、マイクログリッド、防災・減災の仕組みなど、新しい技術や仕組みを取り入れた持続可能なインフラの整備

を推進します。

(2) その他

1. 1事業あたりの投資額は、ファンド総額の1割程度とします。
2. 普通株式、種類株式(優先株等)、新株予約権により投資します。
3. 本ファンドが取得する投資先事業者の株式は総議決権の50%未満とします。
4. 公募申請希望事業者の主たる事業活動地域は、近畿・四国エリアとします。

3. 申請資格要件

(1) 本公募に申請できる者の資格要件は以下の通りです。

対象団体

次のどちらかに該当すること。

- ・近畿・四国エリアにおける地域課題の解決を目的として事業を行う株式会社
- ・複数の団体が連携して新たに設立する事業会社(ジョイントベンチャー)であって、株式会社であるもの

基本要件

- ・設立後の年数は問わないが、具体的かつ実行可能性のある組織体制・事業計画を有していること
- ・ファンド運営者が実施する定期的なモニタリングへの対応、インパクト測定・評価・発信に対して協働して取組むこと
- ・本ファンド以外の休眠預金活用事業(助成型・出資型)において、同一事業で申請が重複していないこと、また現在進行中の事業で助成や出資を受けていないこと(過去に助成や出資を受けた事業であっても、既に事業が終了している場合は申請可能です)。

上記に該当するであっても、以下のいずれかに該当する場合は投資の対象となりません。

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 3 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 4 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第22号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- 5 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- 6 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 7 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- 8 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体
- 9 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - ・法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

4. スケジュール

1. 公募開始 上記の公募申請専用フォームよりお申し込みください。	2025年9月19日(金)
2. オンライン面談(申請内容に関する相互確認) 申請内容が本ファンドの要件を満たしているか確認いたします。	公募申請から1ヶ月程度
3. 審査・デューデリジェンス 事業計画の詳細、経営チームの体制、地域インパクトの可能性を確認いたします。	公募申請から2ヶ月程度
4. 最終審査(投資委員会) ファンドの投資方針との整合性およびリスク評価を経て投資の可否を決定いたします。	公募申請から3ヶ月程度
5. 採択事業者決定通知	公募申請から4ヶ月程度

5. 申請の手続き

(1) 公募期間

2025年9月19日(金)から2028年5月31日(水)までとし、当該期間において隨時応募を受け付けます。ただし、投資残高がなくなり次第、上記期間内であっても公募を終了いたします。

(2) 申請方法

下記の公募申請専用フォームからお申し込みください。
専用フォーム

<https://forms.gle/UrsSk1YaCWcwHCZN8>

(3) 審査プロセスに必要な書類

審査にあたっては、以下の資料をご提出いただきます。

- 代表者略歴（関係のある特定機関があれば記載）
- 株主名簿（議決権の有無・出資比率が記載されたもの）
- 定款
- 登記簿謄本（全部事項証明書）
- 残高試算表（当期・前期分）
- 資金繰り表（貴社フォーマットで構いません）
- 直近3年分の決算申告書
- 事業計画書（今後10年程度）
- 資本政策表

6. 選定について

(1) 選定方法

選定のための審査は、有識者を含む投資委員会が行い、投資団体を選定します。

(2) 選定基準

本ファンドの投資委員会では、以下の選定基準に基づき選定を行います。

①地域課題や課題構造に対する理解度

②システムチェンジ戦略

③事業の持続可能性

④経営陣の実行力

⑤適切な事業実施体制

⑥ファンドとの協働の可能性

(3) その他の留意事項

- 申請書類の作成等選定に要する費用、および選定後投資契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。
- 審査の結果、実行団体に選定されなかったことによる一切の損害および本制度にかかる法令や政府の運用方針の変更等による損害については、資金分配団体及び JANPIA が責任を負うものではありません。

7. 事業実施について

(1) 投資契約書の締結と事業の実施

投資先事業者決定後の各団体における事業開始までの必要な手続き全般については以下について留意するものとし、投資契約書にて取り扱いを明記します。

- 投資先事業者及び資金分配団体の間で締結する投資契約において、本事業固有の条件につき明記します。
- 投資先事業者は、事業の実施状況、事業がめざした成果の達成状況について報告します。資金分配団体は必要に応じ適宜報告を求めることがあります。

(2) 事業の進捗管理

- 投資先事業者は、投資契約に基づき、原則として6か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行っていただきます。
- 毎月1回以上程度、対面形式(WEB会議を含む)による進捗状況についての協議を行います。
- 資金分配団体は報告の結果等を踏まえ、投資先事業者に対し協力、支援、助言等を行います。
- 資金分配団体と投資先事業者が協働し、社会的インパクトの測定・評価に取り組みます。投資先事業者には、事業の成果を明らかにし、社会的意義を広く発信するため、インパクト評価の実施にご協力いただきます。
- 資金分配団体や JANPIA は事業の進捗状況や評価結果、休眠預金等交付金の使用状況等を公開します。

(3) シンボルマークの表示

事業実施に当たっては、休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマークを表示してください。

(4) 情報公開の徹底

本事業に関する情報公開については、以下の通りとします。

【公募に関する情報公開】

1. 資金分配団体は、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定理由を、資金分配団体の Web サイト上で広く一般に公表するものとします。但し、公表にあたっては、当該実行団体の正当な権利又は利益を損わないように配慮します。
2. JANPIA では JANPIA の WEB サイト上に資金分配団体の WEB サイトへのリンクを設定するなど、各資金分配団体の実行団体の公募の進捗について一般に公表します。また資金分配団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

【ガバナンス・コンプライアンス規程に関する情報公開】

実行団体には、公正かつ適切な事業実施のためのガバナンス・コンプライアンス体制が確保されていることが求められます。本ファンドでは、実行団体のガバナンス・コンプライアンス規程等、当該体制の整備状況が確認できる資料について、提出または公表のいずれかの方法による提示を、状況に応じてお願いすることがあります。

8. 選定の取消し等

(1) 資金分配団体は、投資先事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定の取り消し、または期間を定めて投資先事業者における出資金を活用した事業の全部若しくは一部の停止を求めることができます。

- a. 事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき
- b. 法に基づく処分または投資契約に違反したとき
- c. 上記に掲げる事由のほか、出資金の活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき

(2) 投資先事業者は、上記の規定に基づき事業の全部または一部の停止を求められたときは、その求めに応じて事業の全部または一部を停止しなければなりません。

(3) (1)の規定に基づき選定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない団体は、資金分配団体又は投資先事業者の選定に申請することができません。

(4)(1)～(3)について、投資契約に定めます。

9. 出資金の返還

(1) 資金分配団体は、以下に該当する場合には、期限を定めて、投資先事業者に対し既に交付された出資金の返還を求めることができます。

- ① 投資先事業者が出資金の辞退を行い、その結果として交付決定が取り消された場合で、当該事業者が既に交付を受けている出資金。
- ② 投資先事業者の選定が取り消された場合、または事業の全部もしくは一部の停止が命じられた場合で、当該取消しまたは停止に係る部分について既に交付を受けている出資金。

(2) 資金分配団体は、出資金の返還債務の確実な履行のための措置を講じます。

(3)(1)～(2)について、投資契約に定めることとします。

10. 問い合わせ先

近畿四国ソーシャルインパクトファンド投資事業有限責任組合
無限責任組合員：プラスソーシャルインベストメント株式会社
住所：京都市上京区河原町通丸太町上る出水町 284 番地
Email: info@ks-sif.com